

## 令和 8 年 6 月 秋 田 市 議 会 定 例 会 提 出 案 件 目 次

番 号	件 名
83	秋田市市税条例の一部を改正する件
84	あきた芸術劇場条例の一部を改正する件
85	秋田市印鑑条例の一部を改正する件
86	秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例 および秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する件
87	秋田市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を 定める条例および秋田市認定こども園の認定の要件に関する条例 の一部を改正する件
88	秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例 等の一部を改正する条例の一部を改正する件
89	秋田市沿道区域の指定に関する基準等を定める条例を設定する件
90	秋田市立学校設置条例の一部を改正する件
91	秋田市市税条例の一部を改正する専決処分について承認を求める 件
92	秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する専決処分について承 認を求める件
93	秋田市学校給食費に関する条例の一部を改正する専決処分につい て承認を求める件
94	秋田市過疎地域持続的発展特定市町村計画の一部を変更する件
95	秋田市ポートタワー空気調和設備および自動制御設備改修工事請 負契約を締結する件
96	普通河川古川河川改修工事請負契約を締結する件
97	秋田市立日新小学校増改築等に伴うグラウンド等整備工事請負契 約を締結する件
98	化学消防ポンプ自動車を購入入れる件
99	水槽付消防ポンプ自動車を購入入れる件
100	小型動力ポンプ積載車を購入入れる件
101	救急自動車を購入入れる件
102	令和 8 年度秋田市一般会計補正予算（第 1 号）の件



議案第83号

秋田市市税条例の一部を改正する件

秋田市市税条例の一部を次のように改正する。

令和8年6月3日提出

秋田市長 沼 谷 純

秋田市市税条例の一部を改正する条例

秋田市市税条例（昭和25年秋田市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第26条第3項中「以下この項および次項ならびに」を「次項および」に改め、「いう。）」の次に「（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第27条の6第1項中「および第3号」を「から第4号まで」に改め、「同条第3項および」を削り、「公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第2条」を「公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）第8条」に、「その他の執行機関の許可」を「の公益信託認可（同法第7条第1項に規定する公益信託認可をいう。）」に、「第1条」を「第2条第1項第1号」に改め、同条第2項中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

第29条の2第1項ただし書中「および第29条の3の3第1項」を「ならびに第29条の3の3第1項および第2項第4号」に改める。

第29条の3の2第1項第2号中「除き、」を「除く。次条第1項第2号において同じ。）」に改め、「。次条第1項において同じ」を削り、同条第5項中「次条第4項」を「次条第5項」に改める。

第29条の3の3第1項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）

は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

(2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第16条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号および次項第3号において同じ。）（退職手当等（第36条に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）もしくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

(3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第16条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であって、障害者、寡婦もしくはひとり親に該当する者又は特定配偶者もしくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）もしくは特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者  
第29条の3の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項

中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 公的年金等支払者の名称

(2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨およびその該当する事実ならびに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨

(3) 特定配偶者の氏名

(4) 扶養親族又は特定親族の氏名

(5) その他施行規則で定める事項

第47条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあっては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

附則第5条の4を削る。

附則第6条の2の2中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第6条の5の3第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「令和7年」を「令和12年」に改める。

附則第6条の5の4中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第6条の6第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改める。

附則第6条の7の2中「附則第7条の2第4項」の次に「（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第6条の8の2第3項中「附則第15条第14項」を「附則第15条第13項」に改め、同条第4項中「附則第15条第21項」を「附則第15条第20項」に改め、同条第5項中「附則第15条第22項第1号」を「附則第15条第21項第1号」に改め、同条第6項中「附則第15条第22項第2号」を「附則第15条第21項第2号」に改め、同条第7項中「附則第15条第23項第1号」を

「附則第15条第22項第1号」に改め、同条第8項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に、「7分の6」を「5分の3」に改め、同条第11項中「附則第15条第25項第3号イからハまで」を「附則第15条第24項第3号イおよびロ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第12項中「附則第15条第25項第4号イからハまで」を「附則第15条第24項第4号」に、「2分の1」を「4分の3」に改め、同条第13項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第27項」に改め、同条第14項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同条第15項中「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に改め、同条第16項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同条第17項中「附則第15条第40項」を「附則第15条第39項」に改め、同条第18項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同条に次の1項を加える。

21 法附則第15条の11第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第6条の8の3第7項中「附則第12条第16項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第8項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第9項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第10項第5号および第12項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第15項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第16項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写しおよび主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写しおよび高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促

進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造および配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号中「第5条第3号に規定する劇場もしくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場もしくは公会堂」を「第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）」に改める。

附則第14条第1項中「から第4項まで」を「および第3項」に改め、同条第2項中「令和8年3月31日」を「令和10年3月31日」に改め、同条第3項中「および次項」を削り、同条第4項を削る。

附則第15条第1項中「から第4項まで」を「又は第3項」に改める。

附則第19条第1項中「令和8年度」を「令和11年度」に改め、同条第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に、「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第22条第2項第4号中「所得割の金額」を「所得割の額」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第27条の6第1項、第29条の2第1項ただし書、第29条の3の2および第29条の3の3の改正規定ならびに附則第5条の4を削る改正規定ならびに附則第6条の2の2および附則第6条の5の3第1項の改正規定ならびに次項から附則第4項までの規定 令和9年1月1日
  - (2) 第47条の改正規定および附則第7項の規定 令和9年4月1日
  - (3) 第27条の6第2項の改正規定ならびに附則第6条の5の4および附則第6条の7の2の改正規定ならびに附則第19条の改正規定（同条第1項および第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める部分を除く。）ならびに附則第5項の規定 令和10年1月1日  
(個人の市民税に関する経過措置)
- 2 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における改正後の秋田市市税条例（以下「新条例」という。）第27条の6第1項の規定の適用については、同項中「寄附金（）」とあるのは「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項および）」と、「規定する公益信託に」とあるのは「規定する公益信託もしくは同法による改正前の公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第2条の規定により秋田県知事その他の執行機関の許可を受けている同法第1条に規定する公益信託（公益信託に関する法律附則第4条第1項に規定する移行認可を受けたものを除く。）に」とする。
- 3 新条例第29条の3の3第1項および第2項の規定は、附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した改正前の秋田市市税条例第29条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例附則第6条の5の3第1項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）もしくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅および同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）もしくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）もしくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）もしくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

5 新条例附則第19条第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う同条第1項の土地等の譲渡について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

- 6 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 7 新条例第47条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 8 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 9 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

#### 提案理由

地方税法の一部改正（令和8年法律第2号）等に伴い、住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長等を行うとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第84号

あきた芸術劇場条例の一部を改正する件

あきた芸術劇場条例の一部を次のように改正する。

令和8年6月3日提出

秋田市長 沼谷 純

あきた芸術劇場条例の一部を改正する条例

あきた芸術劇場条例（令和元年秋田市条例第47号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の(1)のアの表中備考以外の部分を次のように改める。

区分			利用料金の限度額（円）							
			午前9時 前の時間 1時間に つき	午前9時 から正午 まで	午後1時 から午後 5時まで	午後6時 から午後 10時まで	午前9時 から午後 5時まで	午後1時 から午後 10時まで	午前9時 から午後 10時まで	午後10時 後の時間 1時間に つき
大 舞 ホ 台   お 合 ル よ び 全 入 客 場 席 料 を を 利 徴 用 収 す す	入場料を徴 収しない場	平日	20,500 (8,712)	42,900 (18,232)	57,000 (24,225)	68,500 (29,112)	99,900 (42,457)	125,600 (53,380)	168,300 (71,527)	20,500 (8,712)
		土曜日、 日曜日お よび休日	24,700 (10,497)	51,300 (21,802)	68,500 (29,112)	82,100 (34,892)	119,900 (50,957)	150,700 (64,047)	201,900 (85,807)	24,700 (10,497)
	入場料1 人当たり の最高額 が1,000 円以下の 場合	平日	24,700 (10,497)	51,300 (21,802)	68,500 (29,112)	82,100 (34,892)	119,900 (50,957)	150,700 (64,047)	201,900 (85,807)	24,700 (10,497)
		土曜日、 日曜日お よび休日	29,700 (12,622)	61,700 (26,222)	82,200 (34,935)	98,600 (41,905)	143,800 (61,115)	180,800 (76,840)	242,400 (103,020)	29,700 (12,622)
入場料1	平日	33,000	68,600	91,400	109,600	160,000	201,000	269,200	33,000	

るる 場場 合合	人当たり		(14,025)	(29,155)	(38,845)	(46,580)	(68,000)	(85,425)	(114,410)	(14,025)
	の最高額	土曜日、	39,400	82,200	109,600	131,500	191,800	241,100	323,100	39,400
	が1,000	日曜日お	(16,745)	(34,935)	(46,580)	(55,887)	(81,515)	(102,467)	(137,317)	(16,745)
	円を超え	よひ休日								
	3,000円									
	以下の場									
	合									
	入場料1	平日	43,200	90,000	119,900	143,900	209,900	263,800	353,400	43,200
	人当たり		(18,360)	(38,250)	(50,957)	(61,157)	(89,207)	(112,115)	(150,195)	(18,360)
	の最高額	土曜日、	51,800	107,900	143,900	172,500	251,700	316,400	424,100	51,800
が3,000	日曜日お	(22,015)	(45,857)	(61,157)	(73,312)	(106,972)	(134,470)	(180,242)	(22,015)	
円を超え	よひ休日									
5,000円										
以下の場										
合										
入場料1	平日	53,400	111,500	148,500	178,200	260,000	326,700	437,500	53,400	
人当たり		(22,695)	(47,387)	(63,112)	(75,735)	(110,500)	(138,847)	(185,937)	(22,695)	
の最高額	土曜日、	64,100	133,600	178,200	213,700	311,700	391,800	525,100	64,100	
が5,000	日曜日お	(27,242)	(56,780)	(75,735)	(90,822)	(132,472)	(166,515)	(223,167)	(27,242)	
円を超え	よひ休日									
7,000円										
以下の場										
合										
入場料1	平日	63,800	132,900	176,900	212,500	309,900	389,500	521,700	63,800	
人当たり		(27,115)	(56,482)	(75,182)	(90,312)	(131,707)	(165,537)	(221,722)	(27,115)	
の最高額	土曜日、	76,400	159,200	212,500	254,700	371,600	467,100	626,100	76,400	
が7,000	日曜日お	(32,470)	(67,660)	(90,312)	(108,247)	(157,930)	(198,517)	(266,092)	(32,470)	
円を超え	よひ休日									
る場合										
舞入場料を徴	平日	16,500	34,300	45,600	54,700	79,900	100,400	134,600	16,500	
台収しない場		(7,012)	(14,577)	(19,380)	(23,247)	(33,957)	(42,670)	(57,205)	(7,012)	
お合	土曜日、	19,800	41,100	54,700	65,700	95,900	120,500	161,500	19,800	
よ	日曜日お	(8,415)	(17,467)	(23,247)	(27,922)	(40,757)	(51,212)	(68,637)	(8,415)	

び	1 入 階場 客料 席を の徴 み収 をす 利用 用場 す合 る 場 合	入場料1	平日	19,800	41,100	54,700	65,700	95,900	120,500	161,500	19,800
		人当たり		(8,415)	(17,467)	(23,247)	(27,922)	(40,757)	(51,212)	(68,637)	(8,415)
		の最高額	土曜日、	23,700	49,300	65,700	78,900	115,100	144,700	193,900	23,700
		が1,000	日曜日お	(10,072)	(20,952)	(27,922)	(33,532)	(48,917)	(61,497)	(82,407)	(10,072)
		の徴	円以下の								
		み収	よひ休日								
		をす	場合								
		入場料1	平日	26,400	55,000	73,000	87,600	128,000	160,700	215,400	26,400
		人当たり		(11,220)	(23,375)	(31,025)	(37,230)	(54,400)	(68,297)	(91,545)	(11,220)
		の最高額	土曜日、	31,600	65,800	87,600	105,200	153,500	192,900	258,600	31,600
が1,000	日曜日お	(13,430)	(27,965)	(37,230)	(44,710)	(65,237)	(81,982)	(109,905)	(13,430)		
の徴	円を超え										
をす	よひ休日										
利用	3,000円										
用場	以下の場										
す合	合										
る	入場料1	平日	34,500	72,100	95,900	115,000	167,900	210,900	282,800	34,500	
場	人当たり		(14,662)	(30,642)	(40,757)	(48,875)	(71,357)	(89,632)	(120,190)	(14,662)	
合	の最高額	土曜日、	41,400	86,400	115,000	138,100	201,500	253,200	339,300	41,400	
	が3,000	日曜日お	(17,595)	(36,720)	(48,875)	(58,692)	(85,637)	(107,610)	(144,202)	(17,595)	
	の徴	円を超え									
	よひ休日										
	5,000円										
	以下の場										
	合										
	入場料1	平日	42,700	89,300	118,600	142,400	208,000	261,100	350,100	42,700	
	人当たり		(18,147)	(37,952)	(50,405)	(60,520)	(88,400)	(110,967)	(148,792)	(18,147)	
	の最高額	土曜日、	51,300	107,000	142,400	171,000	249,400	313,500	420,200	51,300	
	が5,000	日曜日お	(21,802)	(45,475)	(60,520)	(72,675)	(105,995)	(133,237)	(178,585)	(21,802)	
	の徴	円を超え									
	よひ休日										
	7,000円										
	以下の場										
	合										
	入場料1	平日	51,000	106,400	141,500	169,800	247,900	311,400	417,400	51,000	

		人当たり		(21, 675)	(45, 220)	(60, 137)	(72, 165)	(105, 357)	(132, 345)	(177, 395)	(21, 675)	
		の最高額	土曜日、	61, 200	127, 600	169, 800	203, 900	297, 400	373, 700	500, 900	61, 200	
		が7, 000	日曜日お	(26, 010)	(54, 230)	(72, 165)	(86, 657)	(126, 395)	(158, 822)	(212, 882)	(26, 010)	
		円を超え	よひ休日									
		る場合										
中 舞 ホ 台 お 合 よ び 全 入 客 場 席 料 を を 利 徴 用 す す る る 場 場 合 合 入 場 料 1 人 当 た り の 最 高 額 が 3, 000 円 を 超 え よ ひ 休 日 5, 000 円 以 下 の 場 合 入 場 料 1	舞 ホ 台 お 合 よ び 全 入 客 場 席 料 を を 利 徴 用 す す る る 場 場 合 合 入 場 料 1 人 当 た り の 最 高 額 が 3, 000 円 を 超 え よ ひ 休 日 5, 000 円 以 下 の 場 合 入 場 料 1	入場料を徴	平日	10, 400	21, 500	28, 800	34, 500	50, 300	63, 300	84, 700	10, 400	
		収しない場		(4, 420)	(9, 137)	(12, 240)	(14, 662)	(21, 377)	(26, 902)	(35, 997)	(4, 420)	
			土曜日、	12, 400	25, 800	34, 500	41, 300	60, 300	75, 900	101, 600	12, 400	
			日曜日お	(5, 270)	(10, 965)	(14, 662)	(17, 552)	(25, 627)	(32, 257)	(43, 180)	(5, 270)	
			よひ休日									
			入場料1	平日	12, 400	25, 800	34, 500	41, 300	60, 300	75, 900	101, 600	12, 400
			人当たり	(5, 270)	(10, 965)	(14, 662)	(17, 552)	(25, 627)	(32, 257)	(43, 180)	(5, 270)	
			の最高額	土曜日、	14, 900	31, 000	41, 400	49, 700	72, 400	91, 000	121, 900	14, 900
			が1, 000	日曜日お	(6, 332)	(13, 175)	(17, 595)	(21, 122)	(30, 770)	(38, 675)	(51, 807)	(6, 332)
			円以下の	よひ休日								
		場合										
		入場料1	平日	16, 600	34, 500	46, 200	55, 300	80, 600	101, 400	135, 500	16, 600	
		人当たり	(7, 055)	(14, 662)	(19, 635)	(23, 502)	(34, 255)	(43, 095)	(57, 587)	(7, 055)		
		の最高額	土曜日、	19, 900	41, 300	55, 300	66, 200	96, 600	121, 400	162, 600	19, 900	
		が1, 000	日曜日お	(8, 457)	(17, 552)	(23, 502)	(28, 135)	(41, 055)	(51, 595)	(69, 105)	(8, 457)	
		円を超え	よひ休日									
		3, 000円										
		以下の場										
		合										
		入場料1	平日	21, 700	45, 300	60, 600	72, 600	105, 800	133, 100	177, 800	21, 700	
		人当たり	(9, 222)	(19, 252)	(25, 755)	(30, 855)	(44, 965)	(56, 567)	(75, 565)	(9, 222)		
		の最高額	土曜日、	26, 000	54, 300	72, 600	86, 900	126, 800	159, 300	213, 500	26, 000	
		が3, 000	日曜日お	(11, 050)	(23, 077)	(30, 855)	(36, 932)	(53, 890)	(67, 702)	(90, 737)	(11, 050)	
		円を超え	よひ休日									
		5, 000円										
		以下の場										
		合										
		入場料1	平日	27, 000	56, 100	75, 000	89, 800	131, 000	164, 700	220, 200	27, 000	

	人当たり		(11,475)	(23,842)	(31,875)	(38,165)	(55,675)	(69,997)	(93,585)	(11,475)
	の最高額	土曜日、	32,300	67,200	89,800	107,500	157,000	197,300	264,300	32,300
	が5,000円を超える場合	日曜日および休日	(13,727)	(28,560)	(38,165)	(45,687)	(66,725)	(83,852)	(112,327)	(13,727)
舞台	入場料を徴収しない場合	平日	8,300	17,200	22,900	27,600	40,200	50,600	67,700	8,300
お合			(3,527)	(7,310)	(9,732)	(11,730)	(17,085)	(21,505)	(28,772)	(3,527)
よ		土曜日、	10,000	20,700	27,600	33,200	48,400	60,800	81,400	10,000
び		日曜日および休日	(4,250)	(8,797)	(11,730)	(14,110)	(20,570)	(25,840)	(34,595)	(4,250)
1階	入場料1人当たり	平日	10,000	20,700	27,600	33,200	48,400	60,800	81,400	10,000
客			(4,250)	(8,797)	(11,730)	(14,110)	(20,570)	(25,840)	(34,595)	(4,250)
席	の最高額	土曜日、	11,900	24,900	33,200	39,900	58,000	73,000	97,600	11,900
を	が1,000円以下の	日曜日および休日	(5,057)	(10,582)	(14,110)	(16,957)	(24,650)	(31,025)	(41,480)	(5,057)
を徴収する場合										
用す	入場料1人当たり	平日	13,300	27,700	36,800	44,200	64,400	80,900	108,400	13,300
する			(5,652)	(11,772)	(15,640)	(18,785)	(27,370)	(34,382)	(46,070)	(5,652)
る場	の最高額	土曜日、	16,000	33,300	44,200	53,200	77,400	97,300	130,200	16,000
場合	が1,000円を超える	日曜日および休日	(6,800)	(14,152)	(18,785)	(22,610)	(32,895)	(41,352)	(55,335)	(6,800)
合	3,000円以下の場合									
	入場料1人当たり	平日	17,400	36,300	48,200	58,000	84,500	106,200	142,300	17,400
			(7,395)	(15,427)	(20,485)	(24,650)	(35,912)	(45,135)	(60,477)	(7,395)
	の最高額	土曜日、	21,000	43,600	58,000	69,800	101,600	127,800	170,900	21,000
	が3,000円を超える	日曜日および休日	(8,925)	(18,530)	(24,650)	(29,665)	(43,180)	(54,315)	(72,632)	(8,925)
	5,000円以下の場合									

	入場料1	平日	21,500	44,900	59,800	71,800	104,700	131,500	176,200	21,500
	人当たり		(9,137)	(19,082)	(25,415)	(30,515)	(44,497)	(55,887)	(74,885)	(9,137)
	の最高額	土曜日、	25,900	54,100	71,800	86,400	125,800	158,100	211,600	25,900
	が5,000	日曜日お	(11,007)	(22,992)	(30,515)	(36,720)	(53,465)	(67,192)	(89,930)	(11,007)
	円を超え	よび休日								
	る場合									
小ホールA	入場料を徴	平日	3,900	8,100	10,800	12,900	19,000	23,800	31,900	3,900
	収しない場		(1,657)	(3,442)	(4,590)	(5,482)	(8,075)	(10,115)	(13,557)	(1,657)
	合	土曜日、	4,700	9,700	12,900	15,600	22,700	28,600	38,200	4,700
		日曜日お	(1,997)	(4,122)	(5,482)	(6,630)	(9,647)	(12,155)	(16,235)	(1,997)
	よび休日									
小ホールB	入場料を徴	平日	5,900	12,200	16,300	19,400	28,600	35,800	47,800	5,900
	収する場合		(2,507)	(5,185)	(6,927)	(8,245)	(12,155)	(15,215)	(20,315)	(2,507)
		土曜日、	7,000	14,700	19,400	23,400	34,200	42,900	57,400	7,000
		日曜日お	(2,975)	(6,247)	(8,245)	(9,945)	(14,535)	(18,232)	(24,395)	(2,975)
	よび休日									
小ホールA	入場料を徴	平日	3,300	6,800	9,000	10,700	15,800	19,800	26,400	3,300
	収しない場		(1,402)	(2,890)	(3,825)	(4,547)	(6,715)	(8,415)	(11,220)	(1,402)
	合	土曜日、	3,900	8,100	10,700	12,900	18,900	23,700	31,600	3,900
		日曜日お	(1,657)	(3,442)	(4,547)	(5,482)	(8,032)	(10,072)	(13,430)	(1,657)
	よび休日									
小ホールB	入場料を徴	平日	4,900	10,200	13,500	16,100	23,700	29,700	39,600	4,900
	収する場合		(2,082)	(4,335)	(5,737)	(6,842)	(10,072)	(12,622)	(16,830)	(2,082)
		土曜日、	5,900	12,200	16,100	19,400	28,300	35,600	47,500	5,900
		日曜日お	(2,507)	(5,185)	(6,842)	(8,245)	(12,027)	(15,130)	(20,187)	(2,507)
	よび休日									

別表第1の1の(1)のイの表中備考以外の部分を次のように改める。

区分	利用料金の限度額（円）					
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで

大 ホ ル	平日	25,700 (10,922)	34,300 (14,577)	41,100 (17,467)	60,000 (25,500)	75,400 (32,045)	100,900 (42,882)
	土曜日、日曜日および休日	30,900 (13,132)	41,100 (17,467)	49,300 (20,952)	71,900 (30,557)	90,400 (38,420)	121,200 (51,510)
中 ホ ル	平日	12,900 (5,482)	17,300 (7,352)	20,700 (8,797)	30,200 (12,835)	38,000 (16,150)	50,800 (21,590)
	土曜日、日曜日および休日	15,500 (6,587)	20,700 (8,797)	24,800 (10,540)	36,300 (15,427)	45,500 (19,337)	61,000 (25,925)

別表第1の1の(2)の表および(3)の表を次のように改める。

(2) 研修室、創作室および楽屋

区分	利用料金の限度額（円）						
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午後9時から午後11時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
研修室（1室につき）	750 (318)	1,010 (429)	890 (378)	590 (250)	1,770 (752)	1,900 (807)	2,660 (1,130)
創作室A	920 (391)	1,230 (522)	1,120 (476)	740 (314)	2,150 (913)	2,350 (998)	3,270 (1,389)
創作室B	890 (378)	1,180 (501)	1,050 (446)	700 (297)	2,070 (879)	2,240 (952)	3,130 (1,330)
創作室C	790 (335)	1,050 (446)	950 (403)	630 (267)	1,840 (782)	2,010 (854)	2,800 (1,190)

創作室（和室）A	590 (250)	790 (335)	690 (293)	460 (195)	1,380 (586)	1,480 (629)	2,070 (879)
創作室（和室）B	390 (165)	520 (221)	490 (208)	330 (140)	920 (391)	1,020 (433)	1,410 (599)
大ホール楽屋A	1,020 (433)	1,360 (578)	1,220 (518)	810 (344)	2,380 (1,011)	2,580 (1,096)	3,600 (1,530)
大ホール楽屋B	990 (420)	1,320 (561)	1,180 (501)	790 (335)	2,310 (981)	2,500 (1,062)	3,490 (1,483)
大ホール楽屋C	690 (293)	920 (391)	820 (348)	550 (233)	1,610 (684)	1,740 (739)	2,440 (1,037)
大ホール楽屋D	620 (263)	830 (352)	720 (306)	480 (204)	1,460 (620)	1,560 (663)	2,180 (926)
大ホール楽屋E	590 (250)	790 (335)	690 (293)	460 (195)	1,380 (586)	1,480 (629)	2,070 (879)
大ホール楽屋F	560 (238)	740 (314)	660 (280)	440 (187)	1,300 (552)	1,400 (595)	1,960 (833)
中ホール楽屋A	1,780 (756)	2,370 (1,007)	2,140 (909)	1,430 (607)	4,150 (1,763)	4,520 (1,921)	6,300 (2,677)
中ホール楽屋B	850 (361)	1,140 (484)	1,020 (433)	680 (289)	2,000 (850)	2,160 (918)	3,020 (1,283)
中ホール楽屋C	820 (348)	1,100 (467)	990 (420)	660 (280)	1,920 (816)	2,090 (888)	2,910 (1,236)
中ホール楽屋D	790 (335)	1,050 (446)	950 (403)	630 (267)	1,840 (782)	2,010 (854)	2,800 (1,190)
中ホール楽屋E	620 (263)	830 (352)	720 (306)	480 (204)	1,460 (620)	1,560 (663)	2,180 (926)
中ホール楽屋F	590 (250)	790 (335)	690 (293)	460 (195)	1,380 (586)	1,480 (629)	2,070 (879)

備考

- 1 この表の利用料金の限度額（円）の欄に定める上段の利用料金の額は利用料金の額の総額とし、下段の括弧内の利用料金の額は市条例利用料金基準額とする。
- 2 この表の規定にかかわらず、大ホール又は中ホールを利用する者（(1)のアに係る者に限る。）が併せて大ホール楽屋又は中ホール楽屋を利用するときは、大ホール楽屋又は中ホール楽屋に係る利用料金は、収受しない。
- 3 ホールを利用する者（(1)のアに係る者に限る。）が併せて研修室又は創作室を利用するときは、午前9時前又は午後11時後の時間においても研修室又は創作室を利用することができる。この場合における午前9時前又は午後11時後の時間の利用料金の限度額は、1時間につき、午後6時から午後9時までの区分に係る利用料金の限度額を3で除して得た額に1.2を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）とする。
- 4 午前9時前の利用時間もしくは午後11時後の利用時間が1時間未満であるとき又はこれらの利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該利用時間又は端数を1時間として計算する。
- 5 研修室又は創作室を利用する者が営業その他これに類する目的をもって利用するときの利用料金の限度額は、この表の規定に基づき算定した額に2を乗じて得た額とする。

(3) 練習室

区分	利用料金の限度額（円）	
	午前9時から午後6時まで 1時間につき	午後6時から午後11時まで 1時間につき
練習室 A	1,050 (446)	1,270 (539)
練習室 B	1,010 (429)	1,220 (518)
練習室 C	960	1,160

	(408)	(493)
練習室 D	810 (344)	970 (412)
練習室 E	720 (306)	880 (374)
練習室 F	590 (250)	710 (301)
練習室 G	390 (165)	480 (204)
練習室 H	370 (157)	450 (191)

#### 備考

- 1 この表の利用料金の限度額（円）の欄に定める上段の利用料金の額は利用料金の額の総額とし、下段の括弧内の利用料金の額は市条例利用料金基準額とする。
- 2 ホールを利用する者（(1)のアに係る者に限る。）が併せて練習室を利用するときは、午前9時前又は午後11時後の時間においても練習室を利用することができる。この場合における午前9時前又は午後11時後の時間の利用料金の限度額は、1時間につき、午後6時から午後11時までの区分に係る利用料金の限度額に1.2を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）とする。
- 3 利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該利用時間又は端数を1時間として計算する。
- 4 練習室を利用する者が営業その他これに類する目的をもって利用するときの利用料金の限度額は、この表の規定に基づき算定した額に2を乗じて得た額とする。

別表第1の2の表中備考の6を備考の7とし、備考の5の次に次のように加える。

- 6 利用の許可を受けた施設を利用する者が営業その他これに類する目的をもって利用するときの利用料金の限度額は、この表の規定に基づき算定した額に2を乗じて得た額とする。

別表第2の1の表中備考以外の部分を次のように改める。

区分			利用料金の限度額（1時間につき）	
			利用の単位	金額（円）
大ホール	舞台設備	音響反射板	一式	1,210 (514)
		オーケストラピット	1基	1,210 (514)
		所作台（花道用所作台および開帳場を含む。）	一式	1,760 (748)
		舞台幕	1枚	260 (110)
		バレエ用シート	一式	330 (140)
	照明設備	ボーダーライト	1列	420 (178)
		アッパーホリゾントライト	1列	400 (170)
		ロアーホリゾントライト	1列	400 (170)
		クセノンピンスポットライト	1台	600 (255)
	音響設備	拡声装置	一式	1,430 (607)
		効果系拡声装置	一式	500

				(212)	
		三点つりマイク装置	一式	280	
				(119)	
中ホール	舞台設備	舞台せり上げ装置	1基	420	
				(178)	
		移動式音響反射板	1台	40	
				(17)	
		所作台（花道用所作台および開帳場を含む。）	一式	1,390	
			(590)		
			舞台幕	1枚	160
					(68)
			バレエ用シート	一式	220
					(93)
	照明設備	ボーダーライト	1列	360	
				(153)	
		アッパーホリゾントライト	1列	330	
				(140)	
		ロアーホリゾントライト	1列	330	
				(140)	
		クセノンピンスポットライト	1台	460	
				(195)	
音響設備	拡声装置	一式	850		
			(361)		
		効果系拡声装置	一式	400	
				(170)	
小ホールA	音響設備	拡声装置	一式	280	
				(119)	
小ホールB	音響設備	拡声装置	一式	350	
				(148)	
大ホール	舞台	と 鳥屋囲	1組	390	

ル・中 ホール 共通	設備		(165)
		仮設花道	1組 160 (68)
		松羽目	1枚 400 (170)
		金びょうぶ・銀びょうぶ・鳥の子 びょうぶ	1双 400 (170)
		演台（花台および脇台を含む。）	一式 260 (110)
		司会者用演台	1台 80 (34)
		平台	1台 30 (12)
		箱足	1個 10 (4)
		開き足	1脚 10 (4)
		高座用座布団	1枚 40 (17)
		長座布団	1枚 20 (8)
		毛せん	1枚 30 (12)
		上敷	1枚 20 (8)
	照明 設備		移動型調光卓
		ミラーボール	1台 270 (114)
		星球	一式 220

			(93)
		照明用効果器	1 台 160 (68)
		フットライト	1 台 110 (46)
		ハロゲンスポットライト A	1 台 70 (29)
		ハロゲンスポットライト B	1 台 60 (25)
音響 設備		移動型音響調整卓	1 台 960 (408)
		移動型拡声装置 A	一式 950 (403)
		移動型拡声装置 B	一式 520 (221)
		ソリッドステート・コンパクトディスクレコーダー	1 台 70 (29)
		カセットテープレコーダー	1 台 40 (17)
		コンパクトディスクプレーヤー	1 台 40 (17)
映像 設備		プロジェクター	1 台 2,090 (888)
		ブルーレイディスクプレーヤー	1 台 40 (17)
小ホール 共通	舞台 設備	舞台幕	1 枚 110 (46)
		ポータブルステージ	1 台 40 (17)
		仮設ステージ	1 台 30

				(12)
	音響設備	移動型拡声装置	1組	130 (55)
	映像設備	プロジェクター	1台	770 (327)
大ホール・中ホール・小ホール共通	舞台設備	演台	1台	110 (46)
		指揮台	1台	80 (34)
		指揮者用譜面台	1台	80 (34)
		演奏者用いす	1脚	20 (8)
		譜面台	1台	20 (8)
	照明設備	フォロースポットライト	1台	140 (59)
		LEDスポットライトA	1台	110 (46)
		LEDスポットライトB	1台	80 (34)
		ライト用スタンド	1台	40 (17)
	音響設備	移動型跳ね返りスピーカー	1台	60 (25)
コンデンサーマイクA		1本	120 (51)	
コンデンサーマイクB		1本	70 (29)	
コンデンサーマイクC		1本	60	

			(25)
	コンデンサーマイク D	1 本	30 (12)
	ワイヤレスマイク	1 本	60 (25)
	ダイナミックマイク A	1 本	30 (12)
	ダイナミックマイク B	1 本	10 (4)
	卓上型マイク（マイク用スタンド を含む。）	一式	20 (8)
	マイク用スタンド	1 本	10 (4)
	バウンダリーマイク	1 台	30 (12)
	ダイレクトボックス	1 個	20 (8)
楽器	グランドピアノ A	1 台	3,300 (1,402)
	グランドピアノ B	1 台	2,200 (935)
	グランドピアノ C	1 台	880 (374)
その他	展示パネル A	1 枚	30 (12)
	展示パネル B	1 枚	10 (4)
	展示台 A	1 台	20 (8)
	展示台 B	1 台	10

			(4)
		持込み器具に係る電力設備	持込み器具の 定格消費電力 の合計1キロ ワットにつき 60 (25)

別表第2の2の表中備考以外の部分を次のように改める。

区分			利用料金の限度額（1時間につき）		
			利用の単位	金額 (円)	
大ホール 楽屋C	楽器	グランドピアノ	1台	770 (327)	
研修室・ 創作室共 通	音響設備	簡易拡声装置（マイク 2本を含む。）	一式	110 (46)	
	映像設備	プロジェクター（スク リーンを含む。）	一式	70 (29)	
	その他		展示パネルA	1枚	30 (12)
			展示パネルB	1枚	10 (4)
			展示台A	1台	20 (8)
展示台B			1台	10 (4)	
研修室・ 創作室・ 楽屋共通	その他	持込み器具に係る電力 設備	持込み器具の定格 消費電力の合計1 キロワットにつき 60 (25)		

別表第2の3の表中備考以外の部分を次のように改める。

--	--	--	--

区分			利用料金の限度額（1時間につき）		
			利用の単位	金額 （円）	
練習室H	楽器	アップライトピアノ	1台	770 (327)	
練習室A・B 共通	楽器	アップライトピアノ	1台	330 (140)	
練習室C・F ・G・H共通	楽器	ドラムセット	一式	190 (80)	
練習室共通	舞台 設備	譜面台	1台	10 (4)	
		音響 設備	拡声装置	一式	190 (80)
		ベースアンプ	一式	160 (68)	
		ギターアンプA	一式	120 (51)	
		ギターアンプB	一式	70 (29)	
		キーボードアンプ	一式	40 (17)	
		ダイナミックマイク	1本	10 (4)	
		マイク用スタンド	1本	10 (4)	
		楽器	デジタルピアノ	1台	160 (68)
	その他	持込み器具に係る電力 設備	持込み器具の定格 消費電力の合計1		60 (25)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後のあきた芸術劇場条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る同日以後に納付すべき利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金および同日以後の利用に係る同日前に納付すべき利用料金については、なお従前の例による。

提案理由

あきた芸術劇場の利用料金の適正化を図るとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。



議案第85号

秋田市印鑑条例の一部を改正する件

秋田市印鑑条例の一部を次のように改正する。

令和8年6月3日提出

秋田市長 沼 谷 純

秋田市印鑑条例の一部を改正する条例

秋田市印鑑条例（昭和50年秋田市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項第2号中「第12条の2第4項第2号ロ」を「第12条の2第4項第3号ロ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

電気通信事業法の一部改正（令和7年法律第46号）に伴い、規定を整備するため、改正しようとするものである。



議案第86号

秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例および秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件

秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例および秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

令和8年6月3日提出

秋田市長 沼 谷 純

秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例および秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例(平成24年秋田市条例第90号)の一部を次のように改正する。

第26条第3項中「第1条に規定する大学」の次に「(以下「大学」という。)」を、「短期大学」の次に「(以下「短期大学」という。)」を、「大学院」の次に「(以下「大学院」という。)」を加える。

第36条に次の1項を加える。

3 前項の保育士の数の算定に当たっては、当該保育所に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(大学(短期大学を除く。))もしくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科もしくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人および集団の心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有す

ると認められる者をいう。)又は障害児の療育に関する知識および経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識および経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)を、1人に限り保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所の保育士(附則第4項、附則第6項又は附則第7項の規定により保育士とみなされる者を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第4項中「この項において」を削り、同項ただし書中「保育士」の次に「(同条第3項又は附則第6項もしくは附則第7項の規定により保育士とみなされる者および同条第3項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)」を加える。

附則第8項中「法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、附則第4項又は」を「第36条第3項又は附則第4項もしくは」に改め、「保育士の数(」を削り、「とした場合の第36条第2項」を「ものとした場合の同条第2項の規定」に、「ものをいう。)」を「保育士の数」に改める。

附則に次の1項を加える。

- 9 第36条第3項および附則第4項の規定により特定理学療法士等および看護師等のいずれもが保育を行う場合は、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所の保育士(同条第3項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例(平成26年秋田市条例第60号)の一部を次のように改正する。

第30条第3項中「准看護師」の次に「(以下「看護師等」という。)」を加え、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学（同法第108条第2項に規定する短期大学を除く。）もしくは同法第97条に規定する大学院において、心理学を専修する学科、研究科もしくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人および集団の心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識および経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識および経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士（附則第8項又は附則第9項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等および特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合は、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第32条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等および特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合は、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規

模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第45条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（附則第8項又は附則第9項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等および特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合は、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第48条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等および特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合は、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第10項中「法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、」を削

り、「第30条第3項」および「第45条第3項」の次に「もしくは第4項」を加え、「保育士の数（」を削り、「とした場合」を「ものとした場合」に改め、「第45条第2項」の次に「の規定」を加え、「ものをいう。）」を「保育士の数」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正（令和8年内閣府令第10号）に伴い、保育所等における保育士の数の算定等に係る運営に関する基準を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。



議案第87号

秋田市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例および秋田市認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する件

秋田市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例および秋田市認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を次のように改正する。

令和8年6月3日提出

秋田市長 沼谷 純

秋田市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例および秋田市認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例

(秋田市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 秋田市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年秋田市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「35人」を「30人」に改める。

第8条第1項および第4項中「指導保育教諭」の次に「、主務保育教諭」を加え、同条第8項第2号中「主幹養護教諭」の次に「、主務養護教諭」を加え、同項を同条第9項とし、同条中第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 第4項に規定する者については、1人に限り、当該幼保連携型認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学（同法第108条第2項に規定する短期大学を除く。）もしくは同法第97条

に規定する大学院において、心理学を専修する学科、研究科もしくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人および集団の心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)又は障害児の療育に関する知識および経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識および経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、第4項に規定する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。附則第15項中「主幹養護教諭」の次に「、主務養護教諭」を加える。附則第19項中「第15項」を「第8条第7項および附則第15項」に、「第8条第4項」を「同条第4項」に、「小学校教諭等免許状所持者」を「特定理学療法士等、小学校教諭等免許状所持者」に改め、附則に次の1項を加える。

20 第8条第7項および附則第17項の規定により特定理学療法士等および看護師等のいずれもが保育を行う場合は、当該看護師等が保育を行うに当たって同条第4項に規定する者(同条第7項ただし書の規定による支援を行う者を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(秋田市認定こども園の認定の要件に関する条例の一部改正)

第2条 秋田市認定こども園の認定の要件に関する条例(平成31年秋田市条例第44号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「35人」を「30人」に改める。

第5条に次の1項を加える。

4 第2項第1号もしくは第2号(附則第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は附則第2項の規定により教育保育従事職員となることができる登録を受けた者は、1人に限り、当該認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員

（学校教育法第1条に規定する大学（同法第108条第2項に規定する短期大学を除く。）もしくは同法第97条に規定する大学院において、心理学を専修する学科、研究科もしくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人および集団の心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識および経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識および経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者（学級担任以外の教育保育従事職員をいう。以下同じ。）として従事する場合を除き、幼稚園教育要領に従って編成された教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該認定こども園の登録を受けた者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第6項中「主幹教諭」の次に「もしくは主務教諭」を加える。

附則第7項中「この項および附則第10項において」を削る。

附則第8項中「（学級担任以外の教育保育従事職員をいう。次項において同じ。）」を削る。

附則第10項の表附則第6項の項の前に次のように加える。

第5条第4項	第5条第2項第1号もしくは第2号（附則第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は附則第2項の規定により教育保育従事職員となることのできる登録を受けた者	特定理学療法士等
--------	---	----------

附則に次の1項を加える。

- 11 第5条第4項および附則第7項の規定により特定理学療法士等および看護師等のいずれもが保育を行う場合は、当該看護師等が保育を行

うに当たって当該認定こども園の登録を受けた者（同条第4項ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
（秋田市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置）
- 2 この条例の施行の際現に存する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）における1学級の園児数については、第1条の規定による改正後の秋田市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例第7条第2項の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和14年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。  
（秋田市認定こども園の認定の要件に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 3 この条例の施行の際現に存する法第2条第6項に規定する認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。）における1の学級を編制する子どもの人数については、第2条の規定による改正後の秋田市認定こども園の認定の要件に関する条例第4条第3項の規定にかかわらず、施行日から令和14年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。

## 提案理由

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正（令和8年内閣府・文部科学省令第2号）等に伴い、幼保連携型認定こども園等における学級の編制の基準等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第88号

秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部を改正する件

秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

令和8年6月3日提出

秋田市長 沼谷 純

秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（令和6年秋田市条例第54号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置）」を付し、同項中「当分」を「令和10年3月31日まで」に改め、「改正後の秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例」の次に「（次項において「改正後の児童福祉施設基準条例」という。）」を加え、「規定は」を「規定（満3歳以上満4歳に満たない幼児に対し保育を提供する保育士の数に係る部分に限る。）は」に改め、「改正前の秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例」の次に「（次項において「改正前の児童福祉施設基準条例」という。）」を加える。

附則第5項の見出しを削り、同項中「職員」の次に「（以下この項および次項において「教育保育従事職員」という。）」を加え、「当分」を「令和10年3月31日まで」に改め、「改正後の秋田市認定こども園の認定

の要件に関する条例」の次に「（次項において「改正後の認定こども園認定要件条例」という。）」を加え、「規定は」を「規定（満3歳以上満4歳未満の子どもに対する教育保育従事職員の数に係る部分に限る。）は」に改め、「改正前の秋田市認定こども園の認定の要件に関する条例」の次に「（次項において「改正前の認定こども園認定要件条例」という。）」を加え、同項を附則第8項とし、同項の前に見出しとして「（秋田市認定こども園の認定の要件に関する条例の一部改正に伴う経過措置）」を付する。

附則第4項の見出しを削り、同項中「改正後の秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例」の次に「（以下この項および次項において「改正後の家庭的保育事業等基準条例」という。）」を、「保育従事者」の次に「（以下この項および次項において「保育従事者」という。）」を加え、「当分」を「令和10年3月31日まで」に、「同条例」を「改正後の家庭的保育事業等基準条例」に、「規定は」を「規定（満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士又は保育従事者の数に係る部分に限る。）は」に改め、「改正前の秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例」の次に「（次項において「改正前の家庭的保育事業等基準条例」という。）」を加え、同項を附則第6項とし、同項の前に見出しとして「（秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置）」を付し、同項の次に次の1項を加える。

7 保育士又は保育従事者の配置については、当分の間、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、改正後の家庭的保育事業等基準条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項又は第48条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士又は保育従事者の数に係る部分に限る。）は、適用しない。この場合において、改正前の家庭的保育事業等基準条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項又は第48条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士又は保育従事者の数に係る部分に限る。）は、施行日以後においても、なおその効力を有する。

附則第3項の見出しを削り、同項中「当分」を「令和10年3月31日まで」に改め、「改正後の秋田市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例」の次に「（次項において「改正後の幼保連携型認定こども園基準条例」という。）」を加え、「規定は」を「規定（満3歳以上満4歳未満の園児の教育および保育に直接従事する職員の数に係る部分に限る。）は」に改め、「改正前の秋田市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例」の次に「（次項において「改正前の幼保連携型認定こども園基準条例」という。）」を加え、同項を附則第4項とし、同項の前に見出しとして「（秋田市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置）」を付し、同項の次に次の1項を加える。

5 園児の教育および保育に直接従事する職員の配置については、当分の間、教育および保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、改正後の幼保連携型認定こども園基準条例第8条第3項の規定（満4歳以上の園児の教育および保育に直接従事する職員の数に係る部分に限る。）は、適用しない。この場合において、改正前の幼保連携型認定こども園基準条例第8条第3項の規定（満4歳以上の園児の教育および保育に直接従事する職員の数に係る部分に限る。）は、施行日以後においても、なおその効力を有する。

附則第2項の次に次の1項を加える。

3 保育士の配置については、当分の間、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、改正後の児童福祉施設基準条例第36条第2項の規定（満4歳以上の幼児に対し保育を提供する保育士の数に係る部分に限る。）は、適用しない。この場合において、改正前の児童福祉施設基準条例第36条第2項の規定（満4歳以上の幼児に対し保育を提供する保育士の数に係る部分に限る。）は、施行日以後においても、なおその効力を有する。

附則に次の1項を加える。

9 教育保育従事職員の配置については、当分の間、教育又は保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、改正後の認定こども園認定要件条

例第4条第2項の規定（満4歳以上の子どもに対する教育保育従事職員の数に係る部分に限る。）は、適用しない。この場合において、改正前の認定こども園認定要件条例第4条第2項の規定（満4歳以上の子どもに対する教育保育従事職員の数に係る部分に限る。）は、施行日以後においても、なおその効力を有する。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

保育所等における職員の配置基準に係る経過措置の適用期限を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第89号

秋田市沿道区域の指定に関する基準等を定める条例を設定する件

秋田市沿道区域の指定に関する基準等を定める条例を次のように設定する。

令和8年6月3日提出

秋田市長 沼谷 純

秋田市沿道区域の指定に関する基準等を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第44条第1項ならびに第44条の2第2項、第3項、第4項第1号および第5項の規定に基づき、市が管理する市道（以下「道路」という。）に係る沿道区域の指定に関する基準および届出対象区域の区域内における工作物の設置の届出等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(沿道区域の指定の基準)

第3条 法第44条第1項（法第91条第2項において準用する場合を含む。）の条例で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 沿道区域の指定は、道路の沿道における地形、地質その他の状況を勘案して、落石、土砂の崩壊、竹木の倒伏、工作物の倒壊その他の道路の沿道の土地、竹木又は工作物が道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼす事象が発生するおそれがある土地の区域について行うこと。

(2) 前号の規定による沿道区域の指定は、道路の沿道の土地、竹木又は工作物が道路の構造に及ぼすべき損害を予防し、又は道路の交通に及

ばすべき危険を防止するため必要な最小限度のものであること。

(届出対象区域の指定の公示)

第4条 法第44条の2第2項の規定による届出対象区域の指定の公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 届出対象区域および沿道区域の存する土地の所在地

(2) 届出対象区域に接続する道路の路線名

(3) 工作物（法第44条第2項の規定により公示されたものに限る。第7条において同じ。）

(4) 届出対象区域、沿道区域および道路の区域を表示した平面図を縦覧する場所および期間

2 市長は、前項の公示をする場合においては、規則で定める縮尺以上の平面図に届出対象区域、沿道区域および道路の区域を明示し、規則で定める場所において一般の縦覧に供しなければならない。

(届出対象区域内における行為の届出)

第5条 法第44条の2第3項の条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 行為の種類

(2) 場所

(3) 設計又は施行方法

(4) 着手予定日

(5) 完了予定日

第6条 法第44条の2第3項の規定による届出は、規則で定める届出書を市長に提出して行わなければならない。

2 前項の届出書には、規則で定める書類を添付しなければならない。

(届出対象区域内における届出を要しない行為)

第7条 法第44条の2第4項第1号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 工作物の撤去、点検、修繕又は改良のために必要な臨時の工作物を設置する行為

(2) 工作物の倒壊を防止するための行為

(届出対象区域内における届出事項の変更の届出)

第8条 法第44条の2第5項の条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 場所

(2) 設計又は施行方法のうち、その変更により法第44条の2第3項の規定による届出に係る行為が同条第4項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のもの

第9条 第6条の規定は、法第44条の2第5項の規定による届出について準用する。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

市道に係る沿道区域の指定に関する基準および届出対象区域の区域内における工作物の設置の届出等に関し必要な事項を定めるため、この条例を設定しようとするものである。



## 議案第90号

秋田市立学校設置条例の一部を改正する件

秋田市立学校設置条例の一部を次のように改正する。

令和8年6月3日提出

秋田市長 沼 谷 純

秋田市立学校設置条例の一部を改正する条例

秋田市立学校設置条例（昭和39年秋田市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表小学校の表秋田市立下新城小学校の項を削り、同表に次のように加える。

秋田市立みらい学園小学校	秋田市下北手松崎字谷崎202番地の1
--------------	--------------------

別表中学校の表に次のように加える。

秋田市立みらい学園中学校	秋田市下北手松崎字谷崎202番地の1
--------------	--------------------

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、別表小学校の表秋田市立下新城小学校の項を削る改正規定は、令和9年4月1日から施行する。

提案理由

学びの多様化学校としてみらい学園小学校およびみらい学園中学校を設置するとともに、飯島小学校および下新城小学校の統合に伴い下新城小学校を廃止するため、改正しようとするものである。



## 議案第91号

秋田市市税条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件

秋田市市税条例の一部を改正する件に関しては、特に緊急を要したので、別紙のとおり専決処分した。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和8年6月3日提出

秋田市長 沼谷 純

### 提案理由

地方税法の一部改正（令和8年法律第2号）等に伴い、市税の賦課徴収のための条例改正について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったので専決処分したことから、今議会において承認を求めようとするものである。



専決第27号

専 決 処 分 書

秋田市市税条例の一部を改正する件

上記の件は、次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

令和8年3月31日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市市税条例の一部を改正する条例

秋田市市税条例（昭和25年秋田市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第11条の3中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第12条中「、第70条の5第1項」を削り、同条第2号および第3号中「第70条の5第1項の申告書、」を削る。

第69条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等（法第442条第1号に規定する軽自動車等をいう。以下同じ。）に対し、その所有者に課する。

第69条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第1項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第69条の2第1項中「、軽自動車税の賦課徴収については」および「前条第1項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は」を削り、同条第2項中「三輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項および第4項を

削る。

第70条中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第70条の2から第70条の7までを削る。

第71条（見出しを含む。）、第72条（見出しを含む。）および第73条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第74条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改め、同条第2項および第3項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第75条の見出しならびに第77条の見出しならびに同条第1項から第3項まで、第5項および第6項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第6条の5の2の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

第6条の5の2 削除

附則第6条の5の3に見出しとして「（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改める。

附則第6条の6第2項中「、附則第6条の5の2第1項」を削る。

附則第13条の2から附則第13条の6までを削る。

附則第14条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削る。

附則第15条（見出しを含む。）中「の種別割」を削る。

附則第15条の3第3項第2号、附則第16条第3項第2号、附則第18条第3項第2号、附則第21条第5項第2号、附則第22条第2項第2号および附

則第23条第2項第2号中「、附則第6条の5の2第1項」を削る。

附則第23条の2第2項第2号および第5項第2号ならびに附則第23条の3第2項第2号および第5項第2号中「、第6条の5の2第1項」を削る。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(軽自動車税に関する経過措置)

2 改正後の秋田市市税条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

3 この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

4 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(秋田市手数料条例の一部改正)

5 秋田市手数料条例（平成12年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項および別表第1第7号中「の種別割」を削る。

(秋田市手数料条例の一部改正に伴う経過措置)

6 前項の規定による改正後の秋田市手数料条例第7条第2項および別表第1第7号の規定は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、令和7年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(秋田市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

7 秋田市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年秋田市条例第54号）の一部を次のように改正する。

附則第13項中「の種別割」を削る。



## 議案第92号

秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件

秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する件に関しては、特に緊急を要したので、別紙のとおり専決処分した。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和8年6月3日提出

秋田市長 沼谷 純

### 提案理由

地方税法施行令の一部改正（令和8年政令第83号）等に伴い、国民健康保険税の賦課徴収のための条例改正について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったので専決処分したことから、今議会において承認を求めようとするものである。



専決第28号

専 決 処 分 書

秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する件

上記の件は、次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

令和8年3月31日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

秋田市国民健康保険税条例（昭和57年秋田市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「および介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「介護納付金」という。）の次に「および子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 子ども・子育て支援納付金課税額（保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（秋田県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第3条第2項ただし書中「66万円」を「67万円」に改め、同条に次の1項を加える。

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）およびその世帯に属する国民健康保険の被保険

者につき算定した所得割額ならびに被保険者均等割額および世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（法第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

第6条第1号中「第6条の4」の次に「、第6条の11」を加える。

第6条の7の次に次の4条を加える。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額）

第6条の8 第3条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.28を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額）

第6条の9 第3条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,380円とする。

（18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額）

第6条の10 第3条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について70円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額）

第6条の11 第3条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 880円
- (2) 特定世帯 440円
- (3) 特定継続世帯 660円

第18条第1項中「66万円」を「67万円」に、「26万円）ならびに」を「26万円）、」に改め、「17万円）」の次に「ならびに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して

得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）」を加え、同項第1号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額

被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 970円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額

18歳以上被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 50円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 620円

(イ) 特定世帯 310円

(ウ) 特定継続世帯 470円

第18条第1項第2号中「30万5,000円」を「31万円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額

被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 690円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額

18歳以上被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 40円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 440円

(イ) 特定世帯 220円

(ウ) 特定継続世帯 330円

第18条第1項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額

被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 280円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額

18歳以上被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 20円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 180円

(イ) 特定世帯 90円

(ウ) 特定継続世帯 140円

第18条第2項に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児

1人について次に定める額

ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯 210円

イ 前項第2号キに規定する金額を減額した世帯 350円

ウ 前項第3号キに規定する金額を減額した世帯 550円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 690円

第18条第3項中「所得割額および」を「所得割額ならびに」に改め、同項各号列記以外の部分中「被保険者均等割額」の次に「および18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項第1号中「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に改め、同項に次の3号を加える。

- (7) 出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額  
当該出産被保険者につき第6条の8の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (8) 出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額  
当該出産被保険者につき第6条の9の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (9) 出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額  
当該出産被保険者につき第6条の10の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第18条に次の1項を加える。

- 4 保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附則第4項、第5項および第7項から第14項までの規定中「第6条の5」の次に「、第6条の8」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の秋田市国民健康保険税条例の規定は、令和 8 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 7 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

## 議案第93号

秋田市学校給食費に関する条例の一部を改正する専決処分について  
承認を求める件

秋田市学校給食費に関する条例の一部を改正する件に関しては、特に緊急を要したので、別紙のとおり専決処分した。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和8年6月3日提出

秋田市長 沼谷 純

### 提案理由

国の「学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食無償化）」に基づく支援が開始されること等に伴い、学校給食費の徴収等に係る条例改正について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったので専決処分したことから、今議会において承認を求めようとするものである。



専決第26号

専 決 処 分 書

秋田市学校給食費に関する条例の一部を改正する件

上記の件は、次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

令和8年3月31日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市学校給食費に関する条例の一部を改正する条例

秋田市学校給食費に関する条例（平成28年秋田市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項に次のただし書を加える。

ただし、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者のうち、規則で定める保護者については、この限りでない。

第4条第2項中「前項」を「前項本文」に改め、同条第3項中「第1項」を「第1項本文」に改める。

第6条中「保護者」の次に「（第4条第1項ただし書に規定する保護者を除く。）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市学校給食費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に実施する学校給食に係る学校給食費について適用し、同日前に

実施する学校給食に係る学校給食費については、なお従前の例による。

## 議案第94号

秋田市過疎地域持続的発展特定市町村計画の一部を変更する件

次のとおり秋田市過疎地域持続的発展特定市町村計画の一部を変更することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令（令和3年政令第137号）附則第3条第2項の規定によりその例によることとされる過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第10項において準用する同条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和8年6月3日提出

秋田市長 沼谷 純

秋田市過疎地域持続的発展特定市町村計画の一部を変更する件  
秋田市過疎地域持続的発展特定市町村計画（令和3年9月29日議決）の一部を次のように変更する。

3の(1)のウを次のように改める。

ウ 観 光

河辺地域における観光については、太平山県立自然公園をはじめ、岨谷峡やへそ公園、殿淵、伏伸の滝、さらには三内溪谷や河北湖（岩見ダム）等、豊かな自然資源をアピールしながら、春は桜、夏は清流、秋は紅葉、冬は雪を生かし、四季折々にその季節にあったイベントを開催し、誘客に努めてきました。

近年は、公園等に付帯する未利用となった施設の老朽化が進み倒壊の危険があることに加え、当該施設にクマが住み着く等の危険性もあることから、観光客の安全・安心の確保が課題となっています。

また、秋田新幹線、秋田自動車道の開通、日本海沿岸東北自動車道および秋田中央広域農道の供用など、交通体系の整備が進み、さ

らに秋田空港へのアクセスの利便性をも含めた交通の要衝としての優位性を十分に生かした観光振興が最重要課題となっています。

3の(2)のウを次のように改める。

ウ 観 光

岩見三内地区においては、農山村資源等を活かし、参加・体験・交流をより深化した取組のもと、民間事業者との連携を図るなど、本市を訪れた人との関わりを継続した、一時の観光にとどまらない新たな需要の開拓に努めるとともに、新たな観光コンテンツや中長期滞在などの観光メニューの創出等を促進し、交流人口、関係人口の増加を図ります。

また、観光客の安全・安心を確保するため、老朽化等により未利用となっており、利活用が見込めない施設等について、解体撤去を進めます。

3の(3)の表中

(9)観光またはレクリエーション	鵜養緑地広場周辺環境整備	市		を
	へそ公園周辺環境整備	市		
	岨谷峡周辺環境整備	市		
	鵜養地区周辺整備	市		
	岩見生活環境保全林整備	市		

(9)観光またはレクリエーション	鵜養緑地広場周辺環境整備	市	
	へそ公園周辺環境整備	市	
	岨谷峡周辺環境整備	市	
	鵜養地区周辺整備	市	
	岩見生活環境保全林整備	市	
(10)過疎地域持続的発展特別事業 その他	へそ公園管理棟等解体撤去事業 ①具体的な事業内容 老朽化により未利用となっており、利活用が見込めないへそ	市	

	<p>公園管理棟、炊事棟および見晴台の解体撤去を進める。</p> <p>②事業の必要性</p> <p>老朽化した当該施設について、倒壊の危険性を解消するとともに、クマ被害を予防することにより、利用者が安全に安心して利用できる環境を整備する必要がある。</p> <p>③事業効果等</p> <p>老朽化により利活用の見込めない施設を解体撤去し、利用者の不安を解消することは、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p>		に
--	---	--	---

改める。

3の(5)の表を次のように改める。

<p>築後30年以上経過した建物もあり、機器の故障等不測の事態に対応する機会が増えていることから、設備の使用状況を踏まえて更新を更に進めていく必要があるほか、施設内各箇所の老朽度に応じた適切な改修が必要である。</p> <p style="text-align: right;">【秋田市公共施設等総合管理計画より】</p>
--

6の(2)のエの(カ)中「救命率向上のため高規格救急自動車の更新整備を促進」を「救急自動車を更新整備」に、「応急手当講習会」を「応急手当普及講習会」に改める。

6の(3)の表中「、砂子淵地区」を削り、「小平岱地区」を「曾場台地区、戸島地区」に改める。

過疎地域持続的発展特別事業分の表を次のように改める。

--	--	--	--

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振 興	(10)過疎地 域持続的発 展特別事業 その他	へそ公園管理棟等解体 撤去事業 ①具体的な事業内容 老朽化により未利用 となっており、利活用 が見込めないへそ公園 管理棟、炊事棟および 見晴台の解体撤去を進 める。 ②事業の必要性 老朽化した当該施設 について、倒壊の危険 性を解消するとともに、 クマ被害を予防するこ とにより、利用者が安 全に安心して利用でき る環境を整備する必要 がある。 ③事業効果等 老朽化により利活用の 見込めない施設を解体 撤去し、利用者の不安 を解消することは、将 来にわたり過疎地域の 持続的発展に資する。	市	老朽化 により利 活用の見 込めない へそ公園 管理棟等 を解体撤 去するこ とによ り、利用 者の不安 が解消さ れるなど、 当該 施策の効 果は将来 に及ぶ。
5 生活環境 の整備	(7)過疎地域 持続的発展 特別事業	消防器具格納庫解体5 棟（上三内地区、東地 区、新川地区、曾場台	市	老朽化 した施設 の統廃合

	<p>防災・防犯</p>	<p>地区、戸島地区)</p> <p>①具体的な事業内容  施設の統合により廃止となる格納庫5棟の解体工事を行う。</p> <p>②事業の必要性  老朽化が著しく、防災上の観点から適切に解体する必要がある。</p> <p>③事業効果等  老朽化した施設の統合廃合により、効率的な施設運用と地域住民が安全・安心に暮らせる生活環境の確保、付近の景観の保全が図られるなど、将来にわたり、過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	<p>により、効率的な施設運用と地域住民が安全・安心に暮らせる生活環境の確保、付近の景観の保全が図られるなど、当該施策の効果は将来に及ぶ。</p>
--	--------------	--	---

※へそ公園管理棟等解体撤去事業は、19ページの事業計画「2産業の振興」「(10)過疎地域持続的発展特別事業」「その他」の、消防器具格納庫解体5棟は、27ページの事業計画「5生活環境の整備」「(7)過疎地域持続的発展特別事業」「防災・防犯」の再掲です。

#### 提案理由

旧河辺町区域において新規に事業を実施するため、秋田市過疎地域持続的発展特定市町村計画の一部を変更することについて、議会の議決を求めようとするものである。



## 議案第95号

秋田市ポートタワー空気調和設備および自動制御設備改修工事請負  
契約を締結する件

次により工事請負契約を締結することについて、秋田市議会の議決に付  
すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例  
第18号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和8年6月3日提出

秋田市長 沼 谷 純

- |   |         |   |
|---|---------|---|
| 1 | 工 事 名   | 秋田市ポートタワー空気調和設備および自動制御設<br>備改修工事              |
| 2 | 工 事 場 所 | 秋田市土崎港西一丁目9番1号                                |
| 3 | 契 約 方 法 | 総合評価落札方式による要件付一般競争入札                          |
| 4 | 契 約 金 額 | 194,040,000円                                  |
| 5 | 契約の相手方  | 秋田市泉中央二丁目2番29号<br>羽後設備株式会社<br>代表取締役社長 佐 藤 裕 之 |

### 提案理由

秋田市ポートタワー空気調和設備および自動制御設備改修工事を施行す  
るため、議会の議決を求めようとするものである。



議案第96号

普通河川古川河川改修工事請負契約を締結する件

次により工事請負契約を締結することについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和8年6月3日提出

秋田市長 沼谷 純

- |   |             |   |
|---|-------------|---|
| 1 | 工 事 名       | 普通河川古川河川改修工事  |
| 2 | 工 事 場 所     | 秋田市牛島西三丁目地内   |
| 3 | 契 約 方 法     | 総合評価落札方式による公募型指名競争入札  |
| 4 | 契 約 金 額     | 229,570,000円  |
| 5 | 契 約 の 相 手 方 | 中田・加藤特定建設工事共同企業体<br>代表者 秋田市山王五丁目9番2号<br>中田建設株式会社<br>代表取締役社長 中 田 越 |

提案理由

普通河川古川河川改修工事を施行するため、議会の議決を求めようとするものである。



## 議案第97号

秋田市立日新小学校増改築等に伴うグラウンド等整備工事請負契約を締結する件

次により工事請負契約を締結することについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和8年6月3日提出

秋田市長 沼谷 純

- |   |         |   |
|---|---------|---|
| 1 | 工 事 名   | 秋田市立日新小学校増改築等に伴うグラウンド等整備工事  |
| 2 | 工 事 場 所 | 秋田市新屋栗田町24番1号   |
| 3 | 契 約 方 法 | 総合評価落札方式による公募型指名競争入札  |
| 4 | 契 約 金 額 | 320,100,000円  |
| 5 | 契約の相手方  | 住建・秋田舗道・ヤマリ特定建設工事共同企業体<br>代表者 秋田市檜山川口境7番19号<br>株式会社住建トレーディング<br>代表取締役 工 藤 源 聖 |

### 提案理由

秋田市立日新小学校増改築等に伴うグラウンド等整備工事を施行するため、議会の議決を求めようとするものである。



## 議案第98号

### 化学消防ポンプ自動車を買入れる件

次により物品を買入れすることについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第3条の規定により議会の議決を求める。

令和8年6月3日提出

秋田市長 沼谷 純

- |   |             |   |
|---|-------------|---|
| 1 | 物 品 名       | 化学消防ポンプ自動車（Ⅱ型）                            |
| 2 | 契 約 方 法     | 公募型指名競争入札                                 |
| 3 | 契 約 金 額     | 91,300,000円                               |
| 4 | 契 約 の 相 手 方 | 秋田市檜山登町1番20号<br>株式会社相場商店<br>代表取締役 相 場 栄 利 |

#### 提案理由

化学消防ポンプ自動車を買入れするため、議会の議決を求めようとするものである。



## 議案第99号

### 水槽付消防ポンプ自動車を買入れる件

次により物品を買入れすることについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第3条の規定により議会の議決を求める。

令和8年6月3日提出

秋田市長 沼 谷 純

- |   |             |   |
|---|-------------|---|
| 1 | 物 品 名       | 水槽付消防ポンプ自動車（Ⅱ型）                           |
| 2 | 契 約 方 法     | 公募型指名競争入札                                 |
| 3 | 契 約 金 額     | 85,910,000円                               |
| 4 | 契 約 の 相 手 方 | 秋田市檜山登町1番20号<br>株式会社相場商店<br>代表取締役 相 場 栄 利 |

#### 提案理由

水槽付消防ポンプ自動車を買入れするため、議会の議決を求めようとするものである。



## 議案第100号

### 小型動力ポンプ積載車を買い入れる件

次により物品を買入れすることについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第3条の規定により議会の議決を求める。

令和8年6月3日提出

秋田市長 沼 谷 純

- |   |             |   |
|---|-------------|---|
| 1 | 物 品 名       | 小型動力ポンプ積載車                                |
| 2 | 契 約 方 法     | 公募型指名競争入札                                 |
| 3 | 契 約 金 額     | 25,740,000円                               |
| 4 | 契 約 の 相 手 方 | 秋田市保戸野原の町7番68号<br>東北物産株式会社<br>代表取締役 深 澤 功 |

#### 提案理由

小型動力ポンプ積載車を買入れするため、議会の議決を求めようとするものである。



## 議案第101号

### 救急自動車を買入れる件

次により物品を買入れすることについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第3条の規定により議会の議決を求める。

令和8年6月3日提出

秋田市長 沼 谷 純

- |   |             |   |
|---|-------------|---|
| 1 | 物 品 名       | 救急自動車（河辺救急）                               |
| 2 | 契 約 方 法     | 公募型指名競争入札                                 |
| 3 | 契 約 金 額     | 26,015,000円                               |
| 4 | 契 約 の 相 手 方 | 秋田市檜山登町1番20号<br>株式会社相場商店<br>代表取締役 相 場 栄 利 |

### 提案理由

救急自動車を買入れするため、議会の議決を求めようとするものである。



議案第102号

令和8年度秋田市一般会計補正予算（第1号）

令和8年度秋田市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,016,885千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ145,196,885千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（市債の補正）

第3条 市債の変更は、「第3表 市債補正」による。

令和8年6月3日提出

秋田市長 沼谷 純

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
16	国庫支出金	24,625,222	533,250	25,158,472
	1 国庫負担金	21,198,300	456,483	21,654,783
	2 国庫補助金	3,344,751	76,767	3,421,518
17	県支出金	10,064,063	33,669	10,097,732
	2 県補助金	2,686,585	33,669	2,720,254
21	繰越金	700,000	242,518	942,518
	1 繰越金	700,000	242,518	942,518
22	諸収入	8,802,416	748	8,803,164
	5 雑入	2,019,423	748	2,020,171
23	市債	7,628,100	206,700	7,834,800
	1 市債	7,628,100	206,700	7,834,800
	歳 入 合 計	144,180,000	1,016,885	145,196,885

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	17,231,199	30,310	17,261,509
	1 総務管理費	15,025,354	30,310	15,055,664
3	民生費	56,412,530	687,205	57,099,735
	1 社会福祉費	27,555,334	2,986	27,558,320
	3 生活保護費	8,779,328	684,219	9,463,547
4	衛生費	10,402,677	29,831	10,432,508
	2 保健所費	2,006,333	28,428	2,034,761
	7 母子衛生費	831,472	1,403	832,875
6	農林水産業費	2,407,937	33,669	2,441,606
	1 農業費	1,732,136	33,669	1,765,805
8	土木費	15,494,202	16,000	15,510,202
	4 港湾費	275,773	7,500	283,273
	5 都市計画費	5,871,259	8,500	5,879,759
10	教育費	13,035,888	219,870	13,255,758
	2 小学校費	2,771,972	219,870	2,991,842
歳 出 合 計		144,180,000	1,016,885	145,196,885

## 第2表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
保護者連絡システム導入経費	令和8年度 ┆ 令和9年度	千円 7,070

### 第3表 市債補正

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額	補正額	計			
社会福祉費	千円 235,400	千円 2,200	千円 237,600			
港湾費	121,700	6,700	128,400			
小学校費	421,900	197,800	619,700			
計	7,628,100	206,700	7,834,800			



一 般 会 計  
歳入歳出補正予算事項別明細書





# 歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
2 総務費	17,231,199	30,310	17,261,509
3 民生費	56,412,530	687,205	57,099,735
4 衛生費	10,402,677	29,831	10,432,508
6 農林水産業費	2,407,937	33,669	2,441,606
8 土木費	15,494,202	16,000	15,510,202
10 教育費	13,035,888	219,870	13,255,758
歳 出 合 計	144,180,000	1,016,885	145,196,885



## 2 歳 入

### 16款 国庫支出金

#### 1項 国庫負担金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 民生費国庫負担金	千円 20,763,612	千円 456,483	千円 21,220,095	1 社会福祉費負担金	千円 483
				6 生活保護費負担金	456,000
計	21,198,300	456,483	21,654,783		

### 16款 国庫支出金

#### 2項 国庫補助金

2 民生費国庫補助金	664,494	75,700	740,194	1 社会福祉費補助金	9
				5 生活保護費補助金	75,691
3 衛生費国庫補助金	259,295	1,067	260,362	1 保健所費補助金	366
				4 母子衛生費補助金	701
計	3,344,751	76,767	3,421,518		

### 17款 県支出金

#### 2項 県補助金

4 農林水産業費県補助金	505,704	33,669	539,373	1 農業費補助金	33,669
計	2,686,585	33,669	2,720,254		

説	明	
01 中国残留邦人生活支援給付費負担金	(福祉総)	千円 483
01 生活保護費負担金	(福祉総)	456,000

05 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金	(福祉総)	9
04 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金	(福祉総)	75,691
55 健康管理システム改修事業費補助金	(保健総)	366
07 母子保健衛生費補助金	(子ども健)	701

16 地域農業構造転換支援事業費補助金	(産業企)	33,669
---------------------	-------	--------

16款 国庫支出金 17款 県支出金

21款 繰越金

1項 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 繰越金	千円 700,000	千円 242,518	千円 942,518	1 前年度繰越金	千円 242,518
計	700,000	242,518	942,518		

22款 諸収入

5項 雑入

4 雑入	2,019,420	748	2,020,168	14 企画政策雑入	748
計	2,019,423	748	2,020,171		

23款 市債

1項 市債

2 民生債	283,500	2,200	285,700	1 社会福祉債	2,200
6 土木債	3,726,800	6,700	3,733,500	2 港湾債	6,700
8 教育債	1,206,100	197,800	1,403,900	1 小学校債	197,800
計	7,628,100	206,700	7,834,800		

説	明	千円
01 前年度繰越金	(財 政)	242,518

70 移住相談センター保証金返還金	(東京事)	748
-------------------	-------	-----

05 公共施設等除却債	(財 政)	2,200
01 港湾整備債	(財 政)	6,700
01 小学校建設債	(財 政)	197,800

2 1 款 繰越金 2 2 款 諸収入 2 3 款 市債

### 3 歳 出

#### 2 款 総務費

##### 1 項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	市 債	その他	
1 一般管理費	千円 9,806,093	千円 30,310	千円 9,836,403	千円	千円	千円 748	千円 29,562
計	15,025,354	30,310	15,055,664	0	0	748	29,562

#### 3 款 民生費

##### 1 項 社会福祉費

1 社会福祉総務費	1,400,316	654	1,400,970	492			162
3 老人福祉費	1,258,639	2,332	1,260,971		2,200		132
計	27,555,334	2,986	27,558,320	492	2,200	0	294

#### 3 款 民生費

##### 3 項 生活保護費

1 生活保護総務費	430,901	76,219	507,120	75,691			528
2 扶助費	8,348,427	608,000	8,956,427	456,000			152,000

節		説	明
区 分	金 額		
10 需用費	千円 2,227	【企画政策部関係】 東京事務所・移住相談センター機能強化事業	千円 30,310
11 役務費	3,372		30,310
12 委託料	1,238		
13 使用料及び賃借料	22,937		
17 備品購入費	536		

11 役務費	9	【福祉保健部関係】 中国残留邦人等生活支援給付事業	654
19 扶助費	645		654
12 委託料	2,332	【福祉保健部関係】 旧老人いこいの家解体準備経費	2,332
			2,332

3 職員手当等	12,724	【福祉保健部関係】 生活保護システム改修経費	76,219
11 役務費	1,583		1,056
12 委託料	61,912		75,163
19 扶助費	608,000	【福祉保健部関係】 生活保護費	608,000
			608,000

2 款 総務費 3 款 民生費

3款 民生費

3項 生活保護費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
計	千円 8,779,328	千円 684,219	千円 9,463,547	千円 531,691	千円 0	千円 0	千円 152,528

4款 衛生費

2項 保健所費

2 健康増進事業費	251,747	2,198	253,945	366			1,832
3 予防費	886,423	26,230	912,653				26,230
計	2,006,333	28,428	2,034,761	366	0	0	28,062

4款 衛生費

7項 母子衛生費

1 母子保健費	831,472	1,403	832,875	701			702
計	831,472	1,403	832,875	701	0	0	702

6款 農林水産業費

1項 農業費

3 農業振興費	488,912	33,669	522,581	33,669			
計	1,732,136	33,669	1,765,805	33,669	0	0	0

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円

12 委託料	2,198	【福祉保健部関係】 健康増進情報システム改修経費	2,198 2,198
10 需用費	447	【福祉保健部関係】 小児等インフルエンザワクチン接種費助成事業	26,230 26,230
11 役務費	204		
18 負担金、補助 及び交付金	25,579		

12 委託料	1,403	【子ども未来部関係】 健康増進情報システム改修経費	1,403 1,403
--------	-------	------------------------------	----------------

18 負担金、補助 及び交付金	33,669	【産業振興部関係】 地域農業経営体支援事業	33,669 33,669
--------------------	--------	--------------------------	------------------

3 款 民生費      4 款 衛生費      6 款 農林水産業費

8款 土木費

4項 港湾費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 港湾振興費	千円 275,773	千円 7,500	千円 283,273	千円	千円 6,700	千円	千円 800
計	275,773	7,500	283,273	0	6,700	0	800

8款 土木費

5項 都市計画費

4 公園管理費	780,761	8,500	789,261				8,500
計	5,871,259	8,500	5,879,759	0	0	0	8,500

10款 教育費

2項 小学校費

4 学校建設費	604,496	219,870	824,366		197,800		22,070
計	2,771,972	219,870	2,991,842	0	197,800	0	22,070

節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金、補助 及び交付金	千円 7,500	【産業振興部関係】 県施行秋田港整備事業負担金	千円 7,500 7,500

11 役務費	8,500	【建設部関係】 千秋公園ツキノワグマ出没防止対策事業	8,500 8,500

14 工事請負費	219,870	【教育委員会関係】 小学校施設等改修経費	219,870 219,870

8 款 土木費 10 款 教育費

# 補正予算給与費明細書

## 1 一般職

### (1) 総括

(単位：人、千円)

区分	職員数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	(80) 3,915	2,305,918	10,279,702	8,121,521	20,707,141	3,863,385	24,570,526	
補正前	(80) 3,915	2,305,918	10,279,702	8,108,797	20,694,417	3,863,385	24,557,802	
比 較	(0) 0	0	0	12,724	12,724	0	12,724	

※職員数欄の ( ) 内は、短時間勤務職員について外書き

職員手当等の内訳	区分	扶養手当	時間外勤務手当	管理職手当	通勤手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	特殊勤務手当
	補正後	223,522	662,179	317,367	181,961	112,748	2,747,490	2,268,894	87,639
	補正前	223,522	649,455	317,367	181,961	112,748	2,747,490	2,268,894	87,639
	比 較	0	12,724	0	0	0	0	0	0
	区分	退職手当	住居手当	単身赴任手当	地域手当	義務教育等 教員特別手当	管理職員特別 勤務手当	児童手当	
	補正後	1,172,040	171,574	1,944	5,189	6,195	2,719	160,060	
	補正前	1,172,040	171,574	1,944	5,189	6,195	2,719	160,060	
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	

### ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：人、千円)

区分	職員数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	(80) 2,416		10,097,167	7,278,573	17,375,740	3,346,530	20,722,270	
補正前	(80) 2,416		10,097,167	7,265,849	17,363,016	3,346,530	20,709,546	
比 較	(0) 0		0	12,724	12,724	0	12,724	

※職員数欄の ( ) 内は、短時間勤務職員について外書き

職員手当等の内訳	区分	扶養手当	時間外勤務手当	管理職手当	通勤手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	特殊勤務手当
	補正後	223,522	656,906	317,367	177,183	112,748	2,295,373	1,888,338	87,415
	補正前	223,522	644,182	317,367	177,183	112,748	2,295,373	1,888,338	87,415
	比 較	0	12,724	0	0	0	0	0	0
	区分	退職手当	住居手当	単身赴任手当	地域手当	義務教育等 教員特別手当	管理職員特別 勤務手当	児童手当	
	補正後	1,172,040	171,574	1,944	5,189	6,195	2,719	160,060	
	補正前	1,172,040	171,574	1,944	5,189	6,195	2,719	160,060	
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	

イ 会計年度任用職員

(単位：人、千円)

区 分	職員数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	1,499	2,305,918	182,535	842,948	3,331,401	516,855	3,848,256	
補正前	1,499	2,305,918	182,535	842,948	3,331,401	516,855	3,848,256	
比 較	0	0	0	0	0	0	0	

職員手当等の内訳	区 分	時 間 外 勤 務 手 当	通 勤 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	特 殊 勤 務 手 当
	補正後	5,273	4,778	452,117	380,556	224
	補正前	5,273	4,778	452,117	380,556	224
	比 較	0	0	0	0	0

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由	別 内 訳	説 明	備 考
職 員 手 当 等	12,724	その他の増減分	12,724		

債務負担行為で翌年度以降にわたる  
又は支出額の見込み及び当該年度

(追加)

事 項	限 度 額	当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	
		期 間	金 額
保護者連絡システム導入経費	千円 7,070	令和8年度 ┆ 令和9年度	千円 7,070

ものについての前年度末までの支出額  
以降の支出予定額等に関する調書

左の財源内訳			訳
特 定 財 源		一 般 財 源	
国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
			7,070

市債の前前年度末における  
び当該年度末における現在

区 分	前年度末現在高 見 込 額	当 該 年 度 中		
		当 該 年 度 中 起 債 見 込 額		
		補正前の額	補 正 額	計
1 普 通 債	99,490,229	7,251,200	206,700	7,457,900
(1) 土 木	39,105,715	3,672,900	6,700	3,679,600
(2) 農 林 水 産	3,720,269	272,700		272,700
(3) 教 育	18,237,905	1,206,100	197,800	1,403,900
(4) 公 営 住 宅	2,355,461	53,900		53,900
(5) 保 健 衛 生	7,108,233	165,500		165,500
(6) 消 防	3,840,843	279,200		279,200
(7) 民 生	1,531,949	283,500	2,200	285,700
(8) 商 工	928,478	564,700		564,700
(9) 過 疎 債	759,440	77,700		77,700
(10) そ の 他	21,901,936	675,000		675,000
2 災 害 復 旧 債	1,825,310	76,900		76,900
(1) 土 木	524,558	76,900		76,900
(2) 農 林 水 産	271,609			
(3) 教 育	56,638			
(4) 公 営 住 宅	52,600			
(5) 保 健 衛 生	919,905			
3 そ の 他	46,361,165	300,000		300,000
地域総合整備				
(1) 資金貸付金	214,067	300,000		300,000
(2) 減収補てん債	1,006,946			
(3) 減税補てん債	13,365			
(4) 臨時財政対策債	45,037,142			
(5) 歳入欠かん等債	89,645			
合 計	147,676,704	7,628,100	206,700	7,834,800

現在高並びに前年度末及  
高の見込みに関する調書

(単位：千円)

増 減 見 込			当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額			
補正前の額	補正額	計	
7,795,194		7,795,194	99,152,935
2,912,769		2,912,769	39,872,546
216,932		216,932	3,776,037
1,433,544		1,433,544	18,208,261
199,323		199,323	2,210,038
571,628		571,628	6,702,105
396,993		396,993	3,723,050
116,722		116,722	1,700,927
9,879		9,879	1,483,299
53,909		53,909	783,231
1,883,495		1,883,495	20,693,441
182,495		182,495	1,719,715
76,513		76,513	524,945
34,531		34,531	237,078
5,050		5,050	51,588
			52,600
66,401		66,401	853,504
4,573,473		4,573,473	42,087,692
31,712		31,712	482,355
67,894		67,894	939,052
13,365		13,365	
4,415,769		4,415,769	40,621,373
44,733		44,733	44,912
12,551,162		12,551,162	142,960,342

# 歳 入 に 関 す る 調

歳 出 総 額 1,016,885 千円

上記のうち特定財源 774,367

差 引 一 般 財 源 242,518

## こ の 補 て ん

(単位：千円)

款	金 額	項	金 額
21 繰越金	242,518	1 繰越金	242,518
計	242,518		